

大 崎 地 方 合 併 協 議 会

第 1 回特別職の報酬等検討小委員会

日時：平成 1 7 年 8 月 2 9 日(月) 午後 1 時 3 0 分

場所：宮城県古川合同庁舎 1 階大会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 開会の挨拶
- 3 委嘱状交付
- 4 委員紹介
- 5 委員長及び副委員長の選出について
- 6 協議事項
  - ( 1 ) 特別職の報酬等検討小委員会設置要綱(案)について
  - ( 2 ) 特別職の報酬等検討体制について
  - ( 3 ) 特別職の報酬等の検討スケジュールについて
  - ( 4 ) 検討する特別職について
  - ( 5 ) 小委員会における特別職の報酬等の調整方針(案)について
  - ( 6 ) 次回会議の開催について
  - ( 7 ) その他
- 7 閉会の挨拶
- 8 閉 会

# 委員紹介

(委員名簿)

特別職の報酬等検討小委員会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・

## 別紙

## 特別職の報酬等検討小委員会委員名簿

(敬称略)

委員区分	委員氏名	所属市町・団体名等
学識経験者 (住民代表)	進藤 恵美	古川市住民
	佐々木 芳子	松山町住民
	鹿野 知巳	三本木町住民
	鈴木 雄一	鹿島台町住民
	中川 京子	岩出山町住民
	大江 征一	鳴子町住民
	齋藤 鈴男	田尻町住民
学識経験者 (団体代表)	相澤 成典	みどりの農業協同組合代表理事組合長
	松本 信輔	古川商工会議所副会頭
	手代木 悟	大崎商工会副会長
	山田 成樹	(株)七十七銀行古川支店次長
	佐藤 光利	連合宮城大崎地域協議会議長
	青木 しづ江	大崎地区納税貯蓄組合連合会常任理事
	中鉢 照子	宮城県地域婦人団体連絡協議会古川ブロック 鳴子町婦人会庶務
	高橋 克幸	(社)古川青年会議所理事長
協議会委員 (住民代表)	門脇 基	古川市住民代表
	角田 真寿美	松山町住民代表
	栗原 和子	三本木町住民代表
	中條 勲	鹿島台町住民代表
	氏家 登志子	岩出山町住民代表
	八鍬 利恵	鳴子町住民代表
	白旗 成典	田尻町住民代表

委員区分は、大崎地方合併協議会規約第7条第1項、大崎地方合併協議会小委員会規程第3条による。

# 委員長及び副委員長の選出

委員長及び副委員長の選出について・・・・・・・・・・・・・・・・

## 委員長及び副委員長の選出について

大崎地方合併協議会小委員会規程第4条第2項の規定により、次のとおり委員長及び副委員長の互選について提案する。

区 分	氏 名	市町名・団体名 ( 役職名 )	備 考
委 員 長			
副 委 員 長			
副 委 員 長			

# 協 議 事 項

- ( 1 ) 特別職の報酬等検討小委員会設置要綱(案)について・・・・・・・・
- ( 2 ) 特別職の報酬等検討体制について・・・・・・・・
- ( 3 ) 検討スケジュールについて・・・・・・・・
- ( 4 ) 検討する特別職について・・・・・・・・
- ( 5 ) 小委員会における特別職の報酬等の調整方針(案)について・・・・・・・・
- ( 6 ) 次回会議の開催について・・・・・・・・
- ( 7 ) その他・・・・・・・・

# (1) 特別職の報酬等検討小委員会設置要綱(案)について

## 特別職の報酬等検討小委員会設置要綱(案)

### 1 設置

新市の特別職の報酬等を協議するため、大崎地方合併協議会規約第11条及び大崎地方合併協議会小委員会規程(以下「規程」という。)に基づき、特別職の報酬等検討小委員会(以下「小委員会」という。)を設置する。

### 2 組織

- (1) 小委員会の委員は、規程第3条により、大崎地方合併協議会(以下「協議会」という。)の委員及び委員以外の学識経験者から会長が指名する。
- (2) 小委員会の委員は、22名とし、別紙名簿のとおりとする。

### 3 検討内容

小委員会での検討内容は、以下に掲げる事項とする。

- (1) 新市の特別職の給料及び報酬に関すること。
- (2) 新市の特別職の各種手当等に関すること。
- (3) 新市の特別職の旅費及び費用弁償に関すること。
- (4) その他、新市の特別職の報酬等について必要な事項に関すること。

### 4 検討期間

平成17年8月 日から特別職の報酬等が協議会において承認されるまでの期間とする。

### 5 報告

委員長は、規程第8条に基づき、協議の結果を報告書にまとめ、直近の協議会に報告する。

### 附 則

この要綱は、平成17年 月 日から施行する。

## 大崎地方合併協議会規約

## (合併協議会の設置)

第1条 古川市，松山町，三本木町，鹿島台町，岩出山町，鳴子町及び田尻町（以下「関係市町」という。）は，地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき，合併協議会を置く。

## (合併協議会の名称)

第2条 この合併協議会の名称は，大崎地方合併協議会（以下「協議会」という。）と称する。

## (協議会の事務)

第3条 協議会は，次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 関係市町の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか，関係市町の合併に関し必要な事項

## (協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は，宮城県古川市旭四丁目1番1号 宮城県古川合同庁舎内に置く。

## (組織)

第5条 協議会は，会長及び委員をもって組織する。

- 2 協議会に副会長を置く。

## (会長及び副会長)

第6条 会長は，関係市町の長が協議し，次条第1項の規定により委員となるべき者の中から，これを選任する。

- 2 副会長は，3人とし，次条第1項に掲げる委員の中から互選する。
- 3 会長及び副会長は，非常勤とする。

## (委員)

第7条 委員は，次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 関係市町の長
  - (2) 関係市町の議会の議長及び関係市町の議会が推薦する議員7人以内
  - (3) 関係市町の長が協議して定めた学識経験を有する者（住民代表等）37人以内
- 2 委員は，非常勤とする。

## (会長及び副会長の職務)

第8条 会長は，協議会を代表し，会務を総理する。

- 2 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは，あらかじめ会長の指名する副会長が，その職務を代理する。



(協議会の会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

- 2 委員の半数以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して会議の招集を請求したときは、会長は、これを招集しなければならない。
- 3 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。
- 4 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 5 その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(有識者等の出席)

第10条 会長は、必要に応じて有識者及び関係市町の職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(小委員会)

第11条 協議会は、担当事務の一部について調査、審議等を行うため、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(幹事会)

第12条 協議会は、会議に提案する必要な事項について協議し、又は調整するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局の事務に従事する職員は、関係市町の長が協議して定めた者をもって充てる。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の経費)

第14条 協議会に要する経費は、関係市町が協議して負担する。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第16条 協議会の出納の監査は、会長が指名する関係市町の監査委員3人に委嘱して行う。

- 2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第17条 協議会の会長、副会長、委員、委員以外の小委員会委員、監査委員及び幹事会

幹事（以下「協議会委員等」という。）には、報酬を支給する。ただし、関係市町の長その他の常勤職員には、支給しない。

- 2 協議会委員等には、協議会の職務を行うために要する費用弁償を支給する。ただし、関係市町の長その他の常勤職員が会議に出席した場合には、支給しない。
- 3 前2項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が会議に諮って定める。

（協議会解散の場合の措置）

第18条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（委任）

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成15年7月1日から施行する。

## 大崎地方合併協議会小委員会規程

### （趣旨）

第1条 この規程は、大崎地方合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第2項の規定に基づき、大崎地方合併協議会（以下「協議会」という。）の小委員会（以下「小委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （所掌事務）

第2条 小委員会は、協議会から付託された専門分野における事項について、調査及び審議等を行う。

### （組織）

第3条 小委員会は、前条に規定する所掌事務を分野ごとに行うため、必要に応じて、会長が指名する委員、学識経験者及び関係市町職員等で組織する。

### （役員）

第4条 小委員会には、小委員会ごとに委員長及び副委員長を置くものとする。

2 委員長及び副委員長は、小委員会の委員の互選により選出するものとする。

### （役員の職務）

第5条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を代理する。

### （会議）

第6条 小委員会の会議は、会長の要請により、又は委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

2 会議運営及び傍聴等については、原則として、協議会の会議の例によるものとする。

### （有識者等の出席）

第7条 委員長は、必要に応じて小委員会委員以外の有識者等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

### （報告）

第8条 委員長は、協議会から付託された事項の調査及び審議結果について、協議会に報告するものとする。

### （庶務）

第9条 小委員会の庶務は、事務局において処理する。

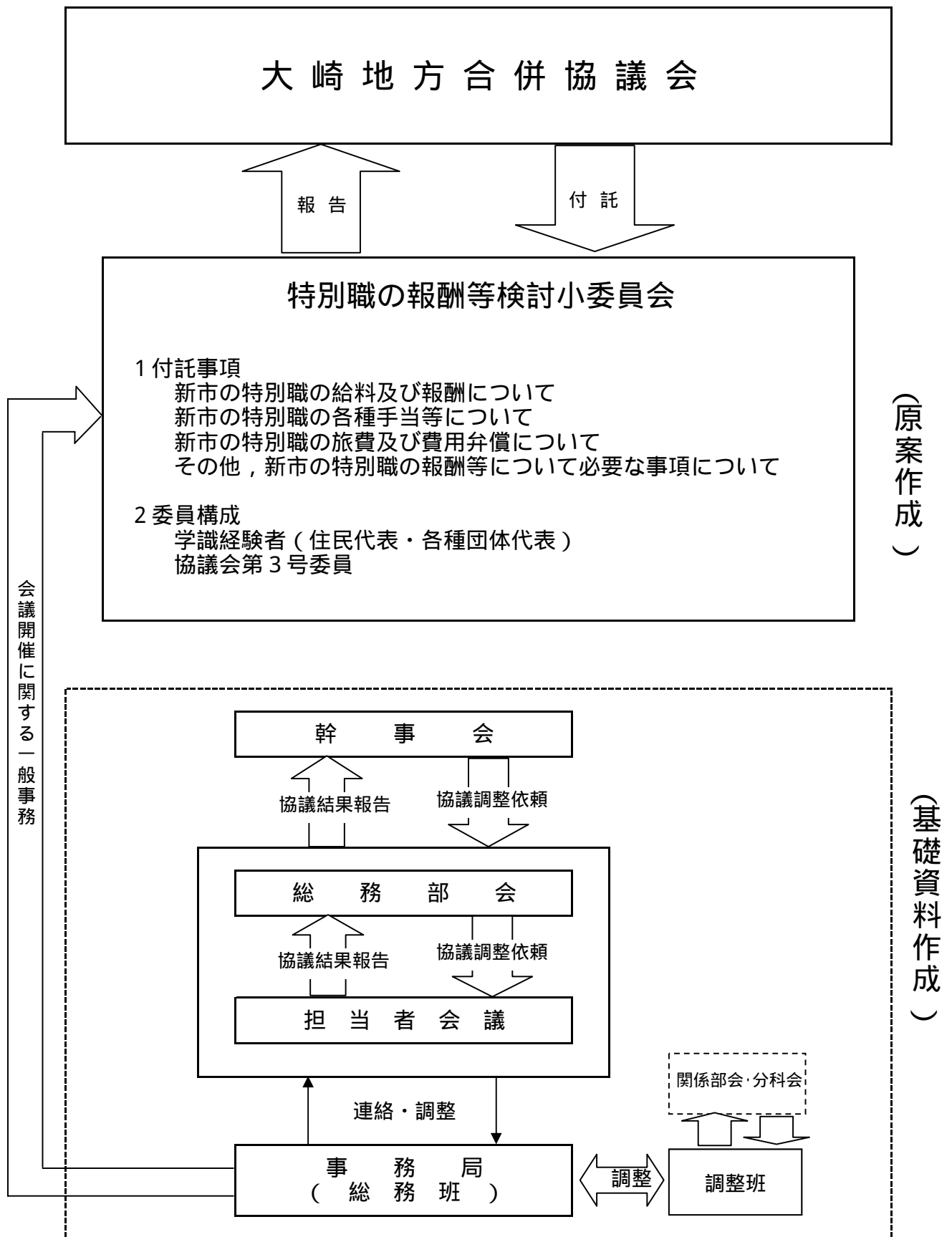
(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか，小委員会に関し必要な事項は，会長が別に定める。

附 則

この規程は，平成15年7月7日から施行する。

## (2) 特別職の報酬等検討体制について



### (3) 特別職の報酬等の検討スケジュールについて

#### 特別職の報酬等の検討スケジュール

	平成17年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
調整班との調整 (部会・分科会との調整)	委員会・審議会等委員の服務,任用等の調整等												
担当者会議		基礎資料収集・現況表の作成(関係例規調整含む)											
総務部会			幹事会提案資料の事前協議										
幹事会		検討案確認	小委員会提案資料の事前協議										
小委員会						会議を3回程度開催 協議会へ報告							
協議会					小委員会 設置承認	協議・決定					承認		

## ( 4 ) 検討する特別職について

### 1 特別職の規定に係る法令

地方公務員法（抄）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する公務員）

第3条 地方公務員の職は，一般職と特別職に分ける。（一部省略）

2 一般職は，特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は，左（下記）に掲げる職とする。

一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙，議決若しくは同意によることを必要とする職

一の二 地方開発事業団の理事長，理事及び監事の職

一の三 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

二 法令又は条例，地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関に定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずる者を含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

三 臨時又は非常勤の顧問，参与，調査員，嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

四 地方公共団体の長，議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

五 非常勤の消防団員及び水防団員の職

### 2 行政委員会の設置に係る法令

地方自治法（抄）

（委員会及び委員の設置）

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は，左（下記）のとおりである。

一 教育委員会

二 選挙管理委員会

三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会

四 監査委員

（2 省略）

3 第1項に掲げるものの外，執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は左(下記)の通りである。

一 農業委員会

二 固定資産評価審査委員会

(以下 省略)

### 3 合併に伴う長及び議会の設置選挙に係る法令

公職選挙法（抄）

（一般選挙，長の任期満了による選挙及び設置選挙）

第33条 （3項以外は省略）

3 市町村の設置による議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

地方自治法（抄）

**（市町村議会議員の定数）**

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

（～省略）

人口10万以上20万未満の市 34人

（以下、省略）

市町村の合併の特例に関する法律（抄）

**（議会の議員の定数に関する特例）**

第6条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する機関に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

（以下、省略）

#### 4 市町村長に係る法令

地方自治法（抄）

**（知事及び市町村長）**

第139条 都道府県に知事を置く。

2 市町村に市町村長を置く。

**（任期）**

第140条 普通地方公共団体の長の任期は、4年とする。

地方自治法施行令（抄）

第1条の2 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者（地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行なう者又はこれらの者であつた者を含む。）のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

2 前項の場合において協議が調わないときは、都道府県の設置にあつては総務大臣、市町村の設置にあつては都道府県知事は、同項に掲げる者のうちから当該普通地方公共団体の長の職務を行うべき者を定めなければならない。

3 第1項の場合において関係地方公共団体が一であるときは、関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者が普通地方公共団体の長の職務を行う。



## 5 助役に係る法令

地方自治法（抄）

### （副知事・助役の設置及びその定義）

- 第161条 都道府県に副知事1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。
- 2 市町村に助役を1人置く。但し、条例でこれを置かないことができる。
  - 3 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。

### （副知事及び助役の選任）

第162条 副知事又は助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

### （助役の任期）

第163条 副知事及び助役の任期は、4年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

## 6 収入役に係る法令

地方自治法（抄）

### （出納長・収入役及び副出納長・副収入役）

- 第168条 都道府県に出納長を置く。
- 2 市町村に収入役1人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。
  - 3 都道府県は条例で副出納長を、市町村は条例で副収入役を置くことができる。
  - 4 副出納長及び副収入役の定数は、条例でこれを定める。
  - 5 副出納長及び副収入役は、事務吏員の中から、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。

（以下 省略）

### （出納長及び収入役等の職務権限）

第170条（5項以外は省略）

- 5 副出納長又は副収入役を置かない普通地方公共団体にあつては、普通地方公共団体の長は、出納長若しくは収入役に事故あるとき、又は出納長若しくは収入役が欠けたときその職務を代理すべき吏員を定めて置かなければならない。

## 7 教育委員会に関する法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抄)

### (設置)

第2条 都道府県,市(特別区を含む。以下同じ。)町村及び第23条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。

### (組織)

第3条 教育委員会は,5人の委員をもって組織する。但し,条例の定めるところにより,都道府県若しくは地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)又は,地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは指定都市が加入するものの教育委員会にあっては6人の委員,町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあっては3人の委員をもって組織することができる。

### (任命)

第4条 委員は,当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で,人格が高潔で,教育,学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するものうちから,地方公共団体の長が,議会の同意を得て,任命する。

(以下 省略)

### (任期)

第5条 委員の任期は,4年とする。但し,補欠の委員の任期は,前任者の残任期間とする。

(以下 省略)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(抄)

### (最初の委員の選任等)

第18条 市町村の設置があった場合においては,法第4条の規定にかかわらず,地方自治法施行令第1条の2の規定による市町村の長の職務を行なう者(以下「市町村長職務代理者」という。)が,従来その地域の属していた市町村の教育委員会の委員であった者で当該新たに設定された市町村の設置に伴い委員の職を失うこととなった者の中から,当該市町村の教育委員会の委員を臨時に選任するものとし,当該市町村において選任することができる者の数が当該市町村の教育委員会の委員の定数に満たないときは,その不足する数の委員を当該市町村の長の被選挙権を有するものうちから選任するものとする。

2 前項の規定により選任された委員は,法第5条の規定にかかわらず,当該市町村の設置後最初に行われる市町村の長の選挙後最初に招集される議会の会期の末日まで在任するものとする。

3 新たに設置された市町村において,第1項の規定より教育委員会の委員が選任された後最初に招集すべき教育委員会の会議は,法第13条第1項の規定にかかわらず,市町村長職務執行者が招集する。

## 8 選挙管理委員会に係る法令

地方自治法（抄）

### （選挙管理委員会の設置及び組織）

第181条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員を以てこれを組織する。

### （選挙管理委員及び補充員の選挙）

第182条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有する者のうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

2 議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定する者のうちから委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなったときは、また同様とする。

（以下 省略）

### （任期）

第183条 選挙管理委員の任期は、4年とする。但し、後任者が就任する時まで在任する。

（以下 省略）

地方自治法施行令（抄）

第4条 普通地方公共団体の設置があった場合においては、当該普通地方公共団体の選挙管理委員は、議会において選挙されるまでの間、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であった者の互選により定めた者をもってこれに充てるものとする。但し、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であった者の数が新たに設置された普通地方公共団体の選挙管理委員の定数を超えないときは、その数をもってこれに充て、なお、不足があるとき、又は従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者若しくは選挙管理委員であった者がいないときは、第1条の2の規定による当該地方公共団体の長の職を行なう者において、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員の補充員たる者又は補充員であった者（これらの者がいないときは、当該普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者）のうちから選任した者をもってこれに充てるものとする。

2 前項の規定による互選を行うべき場所及び日時は、第1条の2の規定による当該普通地方公共団体の長の職務を行なう者において、あらかじめ関係人にこれを通知しなければならない。

## 9 公平委員会に係る法令

地方公務員法（抄）

### （人事委員会又は公平委員会の設置）

第7条 都道府県及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市は、条例で人事委員会を置くものとする。

2 前項の指定都市以外の市で人口（官報で告示された最近の国勢調査又はこれに準ずる人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。）15万以上のもの及び特別区は、条例で人事委員会又は公平委員会を置くものとする。

3 人口15万未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとする。

4 公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して第8条第2

項に規定する公平委員会の事務を処理させることができる。

**(人事委員会又は公平委員会の委員)**

第9条の2 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもって組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

(3項～9項 省略)

10 委員の任期は、4年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(以下、省略)

**10 監査委員に係る法令**

地方自治法(抄)

**(監査委員の設置及び定数)**

第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあっては4人とし、その他の市にあっては条例の定めるところにより3人又は2人とし、町村にあっては2人とする。

**(選任及び兼職の禁止)**

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財産管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(以下本款において「識見を有する者」という。)及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が4人のときは2人又は1人、3人以内のときは1人とするものとする。

(以下、省略)

**(任期)**

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。但し、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

**11 固定資産評価審査委員会に係る法令**

地方税法(抄)

**(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)**

第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務のある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4 市町村長は、固定資産評価審査委員会の委員が欠けた場合においては、遅滞なく、当該委員の補欠の委員を選任しなければならない。この場合において当該市町村の議会が閉会中であるときは、市町村長は、前項の規定にかかわらず、議会の同意を得ないで補欠委員を選任することができる。

- 5 市町村長は、補欠の委員を選任した場合には、選任後最初の議会においてその選任について事後の承認を得なければならない。この場合において事後の承認を得ることができないときは、市町村長は、その委員を罷免しなければならない。
- 6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の条例の定めるところによって、委員会の会議への出席日数に応じ、手当を受けることができる。
- 8 市町村の設置があった場合においては、当該市町村の長が選挙されるまでの間当該市町村の長の職務を行なう者は、当該市町村の長が選挙されるまでの間は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者のうちから選任した者をもって当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。
- 9 市町村の設置があった場合においては、当該市町村の設置後最初に招集される議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は、当該市町村の長は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者のうちから選任した者をもって当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。

## 12 附属機関に係る法令

地方自治法（抄）

### （委員会、委員及び附属機関の設置）

第138条の4（3項以外は省略）

- 3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。但し、政令で定める執行機関については、この限りではない。

### （附属機関の職務権限・組織等）

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

- 2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。
- 3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

### （報酬及び費用弁償）

第203条 普通地方公共団体は、その議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員(再任用短時間勤務職員を除く。)に対し、報酬を支給しなければならない。

- 2 前項の職員の中議会の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。但し、条例で特別の定をした場合においては、この限りではない。
- 3 第1項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けすることができる。
- 4 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- 5 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(参考)現在の1市6町の委員会, 附属機関等の委員の例

特別職報酬審議会委員 情報公開・個人情報保護審査委員会委員 総合計画審議会委員  
交通安全対策会議委員 民生委員推薦会委員 介護認定審査会委員  
国民健康保険運営協議会委員 介護保険運営委員会委員 児童福祉審議会委員  
都市計画審議会委員 防災会議委員 水防協議会委員 心身障害児就学指導委員会委員  
市・町史編集委員会委員 青少年問題協議会委員 文化財保護委員会委員  
公民館運営審議会委員

行政区長 消防団員 交通指導隊員 社会教育委員 学校医 体育指導委員  
選挙長 開票管理者 開票立会人 選挙立会人

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・等々

## ( 5 ) 小委員会における特別職の報酬等に係る 調整方針(案)について

(特別職の報酬等検討小委員会)

特別職の報酬等検討小委員会の検討・協議が効率的に行われるよう、以下のとおり調整方針を定めるものとする。

### 記

1 合併後の新市「大崎市」は、人口約14万人、面積796.76平方キロメートルの規模となり、新市の特別職に課せられる職責及び職務の困難性、重要性は一層増大する。

報酬額等を検討する上でこうした背景を考慮するとともに、合併協定項目の調整方針を尊重しながら、具体的には次のように本小委員会としての調整方針を定め検討していくものとする。

番号	協定項目	調整方針
1	協定項目中に「報酬額は、古川市を基準として、合併時まで調整する」とされているもの。	基本的に古川市の現行額を採用する。
2	協定項目中に「給料及び報酬の額については、現行の額並びに同規模の自治体を例として、合併時まで調整する」とされているもの。	「現在、市である古川市の例があること」「議会議員、農業委員会委員の報酬額について古川市を基準に」としていること等から、協定項目間のバランスを考慮し、古川市(古川市に無い場合は6町において存在する額)の現行の額を考慮し、「類似団体」あるいは「石巻市」「栗原市」「登米市」も参考にしながら調整を行う。
3	協定項目中に「任用、報酬及び服務その他の身分の取扱いについては、合併時まで統一する」とされているもの。	前記2と同様、「現在、市である古川市の例があること」「議会議員、農業委員会委員の報酬額について古川市を基準に」としていること等から、協定項目間のバランスを考慮し、古川市(古川市に無い場合は6町の額)の現行の額を考慮し、「類似団体」あるいは「石巻市」「栗原市」「登米市」も参考にしながら統一する。
4	協定項目中に「報酬額を合併時まで調整する」とされているもの。	
5	その他	

## 大崎地方合併協議会における特別職の報酬等に係る 合併協定項目の調整方針（抜粋）

### 6 議会議員の定数及び任期等の取扱い

- 1 地方自治法第91条第1項に定める新市の議会議員の定数は、34人とする。  
ただし、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項の規定を適用し、新市の設置後最初に行われる選挙により選出される議会議員の任期に相当する期間に限り、53人とする。
- 2 新市の設置後最初に行われる選挙につき、公職選挙法第15条第6項及び公職選挙法施行令第9条の規定を適用し、古川市、松山町、三本木町、鹿島台町、岩出山町、鳴子町及び田尻町の7つの区域により選挙区を設けるものとし、各選挙区において選挙すべき定数は、古川市22人、松山町4人、三本木町4人、鹿島台町6人、岩出山町6人、鳴子町5人、田尻町6人とする。
- 3 **新市の議会議員の報酬額は、古川市を基準として、合併時まで調整する。**

### 7 農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い

- 1 新市に、1市6町に設置されていた農業委員会の区域をその区域とする7つの農業委員会を置く。
- 2 7つの農業委員会は、平成18年7月20日をもって、古川市、岩出山町及び鳴子町をその区域とする農業委員会並びに松山町、三本木町、鹿島台町及び田尻町をその区域とする農業委員会の2つに統合するものとし、選挙による委員の定数をそれぞれ30人及び29人とする。
- 3 農業委員会を統合するときの選挙にあたっては、古川市に3選挙区、その他の地域には町ごとに1選挙区を設けるものとし、選挙区ごとの定数については、新市において調整する。



4 統合後の2つの農業委員会には、それぞれ農地部会及び農政部会を置くこととし、その定数、所掌事務等については、新市において調整する。

5 統合後の農業委員会委員の報酬は、古川市農業委員会委員の報酬を基準に、新市において調整する。

6 新市の農業委員会は、平成20年を目標に1つに統合するものとし、新市において調整する。

## 10 地域審議会の設置

地域自治組織が合併時に組織された場合、それに係る委員等の報酬額

## 11 特別職の身分の取扱い

特別職の身分の取扱いについては、次のとおりとする。

1 常勤の特別職（市長、助役、収入役）及び教育長については、法令の定めるところによる。

2 新市の職務執行者については、1市6町の市長、町長が合併時まで別に協議して定める。

3 行政委員会の委員（教育委員会委員、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、監査委員、固定資産評価審査委員会委員）については、法令の定めるところによる。

4 その他の非常勤特別職については、新市においても設置する必要があるものは、新市において新たに設置する。

5 給料及び報酬の額については、現行の額並びに同規模の自治体を例として、合併時まで調整する。

## 12 条例,規則等の取扱い

条例,規則等の制定にあたっては,各協定項目の協議結果及び各種事務事業の調整方針に基づき,次の区分により整備するものとする。

- 1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により,即時制定し施行させるもの
- 2 合併後,一定の地域に暫定的に施行させるもの
- 3 合併後,逐次制定し施行させるもの

## 22 消防団の取扱い

- 1 1市6町の消防団については,合併時に再編・統合するものとし,団員については,新市に引き継ぐものとする。
- 2 1市6町の区域をもって,それぞれ,古川支団,松山支団,三本木支団,鹿島台支団,岩出山支団,鳴子支団及び田尻支団とする。
- 3 新市の消防団の階級は,団長,支団長(副団長),副支団長,分団長,副分団長,部長,班長及び団員とする。

**4 任用,報酬及び服務その他の身分の取扱いについては,合併時まで統一する。**

## 25 - 8 交通・防犯事業の取扱い

- 1 交通安全計画については,新市において速やかに策定する。
- 2 生活安全条例については,新市において速やかに制定する。
- 3 交通指導隊については,次のとおり調整する。
  - (1) 1市6町の交通指導隊については,合併時に統合するものとし,隊員については,新市に引き継ぐものとする。
  - (2) 1市6町の区域をもって,それぞれ,古川分隊,松山分隊,三本木分隊,鹿島台分隊,岩出山分隊,鳴子分隊及び田尻分隊とする。

( 3 ) 新市の交通指導隊の階級は，隊長，分隊長（副隊長），副分隊長，班長及び隊員とする。

**( 4 ) 任用及び服務その他の身分の取扱いについては，合併時に統一する。**

4 防犯実働隊については，次のとおり調整する。

( 1 ) 1市6町の防犯実働隊については，合併時に再編・統合するものとし，隊員については，新市に引き継ぐものとする。

( 2 ) 1市6町の区域をもって，それぞれ，古川分隊，松山分隊，三本木分隊，鹿島台分隊，岩出山分隊，鳴子分隊及び田尻分隊とする。

( 3 ) 新市の防犯実働隊の階級は，隊長，分隊長（副隊長），副分隊長，班長及び隊員とする。

**( 4 ) 任用及び服務その他の身分の取扱いについては，合併時に統一する。**

5 防犯協会については，合併時に統合できるよう1市6町の関係団体と調整に努める。

6 交通安全施設については，現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

#### 25 - 14 その他福祉事業の取扱い

**1 民生委員，児童委員，主任児童委員については，現行のとおり新市に引き継ぐものとする。**

2 日本赤十字社関係事務については，合併時に統合して実施する。

3 生活保護事業については，古川市の例を基本に，合併時から実施する。

#### 25 - 20 上水道事業の取扱い

1 水道事業（上水道・簡易水道・専用水道）については，現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

2 水道料金の取扱いについては、次のとおり調整する。

(1) 上水道の水道料金及び料金体系については、新市の事業計画及び財政計画を策定し、鳴子町を除き平成20年度に古川市を基本に検討する。

ただし、松山町、三本木町、鹿島台町、岩出山町、田尻町の5町については、平成18年度及び平成19年度に限り、三本木町を基本に統一する。

鳴子町については、統一に向けて段階的に調整を図る。

(2) 岩出山町における簡易水道については、上水道の料金の取扱いと同一とする。

ただし、鳴子町については、現行のとおり新市に引き継ぐものとするが、統一に向けて段階的に調整を図る。

(3) 専用水道については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

3 上水道、簡易水道、専用水道の加入金については、合併時に統一する。

4 各種手数料については、合併時に統一する。

5 料金の徴収方法は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。また、納税組合等への報奨金については、新市においてあり方を検討する。

6 検針方法については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

**7 水道事業運営審議会については、新市において新たに設置する。**

#### 25 - 24 社会教育関係事業の取扱い

**1 社会教育委員については、新市において設置する。**

**2 スポーツ振興審議会については、新市において設置する。**

**3 公民館運営審議会については、新市において設置する。**

**4 体育指導委員関係業務については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。**

5 成人式については、当分の間、1市6町単位に開催する。

- 6 各種スポーツ大会，各種講座の開催については，現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 7 文化振興施策（芸術文化）については，現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 8 図書館・図書室については，現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 9 文化財保護委員会については，新市において設置する。**

#### 25 - 28 その他行政サービスに係る各種制度の取扱い

その他行政サービスに係る各種制度の取扱いについては，次のとおりとする。

- 1 行政区長については，次のとおりとする。
  - (1) 行政区長については，新市において新たに委嘱する。
  - (2) 業務内容の検討見直しを行い，報酬額を合併時まで調整する。**
- 2 投票区については，現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

